

容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様へ

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、

容器入りガソリン等^{※1}を合計 10 リットル以上を目安として購入しようとする方に対し、

- ① 顧客の本人確認
- ② 使用目的の確認 を行います。

※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。

- 日本産業規格(JIS) K 2201(工業ガソリン)若しくは JISK2202(自動車ガソリン)に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
- 容器入りのままで販売されるもの(容器の最大容積が 500 ml以下のものを除く。)

※2 インターネット等を利用する通信販売に購入する場合も該当します。



皆様のご理解とご協力をお願いいたします

